

●博士學位請求論文要旨

## 発達障害が疑われる児童生徒に対するスクールソーシャルワーカーの 有効な関わりと機関連携に関する研究

河合 純

### I. 研究の背景

著者はZ市教育委員会に2008年から2011年までスクールソーシャルワーカー活用事業により採用され、スクールソーシャルワーカーとして学校だけでは解決することが困難な様々な事例を支援する経験をした。学校教育現場では、いじめ、不登校、暴力行為など簡単には解消されない問題が存在している。それらに加え、発達障害やそれに伴う二次（併存）障害という新たな課題が、児童生徒や家族を始め、教師をも苦しめている。

文部科学省は「特別支援教育体制整備状況調査の概要」（文部科学省、2012）において、児童生徒の受けている支援の状況については、特別支援教育が本格的に開始されてから5年が経過し、全体として、通常の学級においても、特別支援教育が徐々に浸透しつつある状況が伺え、知的発達の遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童は推定値であるが、6.5%在籍するとしている。こうした状況を受け、通常学級にいる発達障害と思われる子どもたちの行動や特性についての理解や、特別支援を進める校内のシステム構築や校外の機関との連携も進んでいる。

しかし、田中（2012）は、「児童生徒や親の心情へ近づく様子は少なくなり、それ以上に障害名にのみ近づく結果になってしまった」と好ましくない変化について指摘している。発達障害やそのおそれのある児童生徒の周囲からは問題と見なされる自己防衛的行動は不登校だけでなく、暴力行為、学級崩壊など、様々な個人を超えた課題という形で顕在化するため、学校側は、しばしば問題の背景にある障害の「レッテル付け」の方に関心が向

いてしまう結果となる。すなわち、発達障害という診断に基づき、形式的に対応していくという風潮である。発達障害という診断結果だけが先歩きしてしまうと、子どもの個別性を理解し、その理解に基づいた対応を軽視してしまう危険が高まることにもなる。医療機関との連携は必要であるとしても、診断が付き、治療を受けている児童生徒を学校でどのように指導していくかについては、学校自身が日々直面する課題であり、そのための対応マニュアルのような関係者の共通理解と手順はいまだ未開発な分野と言える。

これまでほとんど接点をもたなかった医療と連携して支援を行う上で直面する戸惑いや混乱もあり、保護者に理解してもらうことは、ときとして非常に難しく、その対応も教師にとって大きな負担となっている。学校にとっては、発達障害の個別の支援について、その保護者の理解が得られるかどうか、複数の問題を抱えている学級の運営全体を左右する重要なポイントとなってきている。

こうした中で、学校が直面する複雑に絡み合った問題に対して、学校と家庭との仲介役となり、関係機関と円滑に連携するための橋渡し役として、スクールソーシャルワーカーが2008年度に全国に導入された。日本において歴史の浅いスクールソーシャルワークの効果に関する研究はいまだ極めて少なくスクールソーシャルワーカーが、これまで学校現場で十分解決に至らなかった発達障害等の児童生徒への対応について、どのような支援を行うことが可能かを明らかにしたいと考え、本研究を行うこととした。

## II. 研究目的と仮説

### 1. 本論文における定義など

#### 1) 発達障害の定義

2013年5月、米国精神医学会の精神障害の診断と統計の手引き（DSM-5）が出版された。今回の改訂ではPervasive Developmental Disorders（PDD：広汎性発達障害）が廃止され、Autism Spectrum Disorder（ASD：自閉スペクトラム症）の概念が大きく変わった。新しいASDの診断基準では、下位疾患を作らず、まとめて診断基準としており、これまでの非定型自閉症、アスペルガー障害、崩壊性障害、他に分類されない広汎性発達障害などの記載は削除された。本論文では、DSM-5の発達障害の診断基準を用いて記載した。

#### 2) スクールソーシャルワークの定義

日本スクールソーシャルワーク協会の定款に記載されているスクールソーシャルワークの基本理念（子どもたちの成長を阻害する障壁を取り除くことにより、一人一人が個として尊重され十分に可能性を發揮できるようにする）に即して行われる社会福祉援助技術プロセスに基づいた実践をスクールソーシャルワークと定義した。そのうえで、現在のスクールソーシャルワーク活動が文部科学省のスクールソーシャルワーク活用事業の要綱にしたがって展開されていることに鑑み、現実の問題として、要綱に記載された業務内容に対し、もっぱら社会福祉援助技術を駆使して担っていく活動と定義した。

#### 3) スクールカウンセリングとの相違

スクールカウンセラーは、学校における児童生徒に対する相談・助言、保護者や教職員に対する相談（カウンセリング、コンサルテーション）その他を役割としている。スクールカウンセラーは発達障害をもつ子どもについても効果的な援助を期待されるが、環境調整というソーシャルワーク的な支援の経験が乏しい場合もありうる。こうした現状から、スクールソーシャルワーカーは、スクールカウンセラーと対象が重なることが少なくない。本論文では、ソーシャルワークの援助技術

を適切に發揮して支援を行うことにより、児童生徒や学校現場にどのような貢献ができるかという視点で取り組んだ。

### 2. 研究目的と課題

スクールソーシャルワーカーとして勤務した期間、著者は、教員には発達障害との診断に縛られて指導することによって生徒児童の反発や家族の誤解を招き、不信を強めることがあることを伝え、学校でできる支援を模索するように勧めてきた。一方、環境調整を丁寧に行っても改善されず、教員のみならず、本人や家族自身も医療機関への受診の必要性を感じていると考えられるときに、保護者に丁寧に受診を勧めた。

家庭と学校の共通の理解の元に、医療機関を利用しながら支援を行うことができた場合、発達障害によると思われる症状や問題行動が消失してしまう場合も複数例で経験された。

著者のスクールソーシャルワーカーとしての以上の実践経験を踏まえ、本論文では以下の二つの仮説を立て研究を進めていく。

一つ目の仮説は、発達障害が疑われる児童生徒に対し、強く受診を勧めるよりも、まずは学級、家庭などの環境調整を重視し、行動療法などを活用してできたことを評価し、自信を回復するよう支援していくべきであり、その方が有効な支援になるということである。背景には、本来学校でできる、あるいは行うべき教育的な支援を怠っていることが児童・生徒の学校での行動を悪化させる要因となっているという認識がある。

二つ目の仮説は、発達障害に対して医療的な見方が強くなってきているが、医療機関への受診は、本人家族と十分に意思疎通を図りながら行うべきであるということである。そうした配慮が十分でないと、学校と家族の間の信頼関係を損ね、児童生徒の学校での課題の解決が遠のくことにもなりかねず、医療機関の受診は、学校での問題解決にとって諸刃の刃的な性質を持っているということである。発達障害が疑われる児童生徒を、「適切な時期」に医療機関に受診させるということに関し関係者の間で異論は少ないと思われるが、現実

に、それがいつであるのか、その際、どのような配慮を行うことが適切な支援なのかについて、これまで十分な理解や合意が得られていないと考える。本研究では仮説を検討しながら、医療機関への受診を勧める際に最大の効果を引き出すための実践的なガイドラインの作成を目指したい。

以上の二つの仮説を中心として、本研究では以下の4点を明らかにすることを目的とした。

1. 発達障害が疑われる児童生徒に対するスクールソーシャルワーカーとしての自身の実践を、①医療機関と連携するタイミング、②学校と家庭の関係の悪化防止という2つを中心に検証する。
2. こうした課題に対するスクールソーシャルワーカーの有効な関わりについて、自身の実践と経験豊富なスクールソーシャルワーカーへのインタビューと比較し、有効な支援のあり方について検証する。
3. 発達障害に関する事例に関して、スクールソーシャルワーカーの支援がなぜ有効であるのか支援の機序について考察する。
4. 以上の研究で得られた知見をもとに、発達障害等の問題を抱えた児童生徒へのスクールソーシャルワーカーのより有効な関わり方について検討、考察を加える。

### Ⅲ. 本論文の構成

本論文の構成は、以下のようである。

- 第1章 はじめに～研究の目的と意義～
- 第2章 学校と発達障害、自閉スペクトラム症
- 第3章 スクールソーシャルワークの定義と日本における導入の経緯
- 第4章 日本のスクールソーシャルワーカーのプロフィールと現状認識
- 第5章 著者が関わったスクールソーシャルワークの現状
- 第6章 発達障害の児童生徒に対するスクールソーシャルワーク
- 第7章 発達障害が疑われる児童生徒に対する経験豊富なスクールソーシャルワーカーの関わりについての調査

第8章 総合考察～発達障害が疑われる児童・生徒に対するスクールソーシャルワーカーの支援～

第9章 おわりに～結論と今後の課題～

### Ⅳ. 研究結果

#### 1. 学校における発達障害が疑われる児童生徒の問題とスクールソーシャルワーク

##### 1) 学校における発達障害の問題

発達障害者支援法(2005)施行に伴い、特別支援教育が実施されるようになった経緯、それでも普通学級等において発達障害が疑われる児童生徒の問題が解消されていないこと、特に、不登校となっている児童生徒の中に発達障害の児童生徒の比率が高いこと、学校では現在問題を感じると医療受診を早期に促す傾向が強くなっている可能性があること等、現状について文献を整理してまとめた。

##### 2) 日本における スクールソーシャルワークの現状

スクールソーシャルワークの発祥以降の諸外国における現状等を、アメリカ合衆国などの動向に着目し、明らかにした。また、日本におけるスクールソーシャルワーク活用事業とその前身となる都道府県や市町村における実践の経緯と内容を整理した。さらに、スクールソーシャルワーク活用事業の実施開始から今日までの展開について整理した。

また、全国147か所の教育委員会に質問紙を送付しスクールソーシャルワーク活用事業によって雇用されているスクールソーシャルワーカーに対してそのプロフィールと現状認識を明らかにする調査を行った(回収率21.8%)。その結果、所有する資格は社会福祉士が最も多く110名(44.7%)、教員免許72名(29.3%)、精神保健福祉士と資格なしがそれぞれ21名(8.5%)、その他16名(6.5%)、臨床心理士6名(2.4%)の順であった。勤務形態は非常勤が66.7%を占め、嘱託を併せると9割に達した。年間勤務日数は、「50日から100日未満」が34.6%と最多であった。また、社会福祉現場経験の

ある者が42.7%、教育現場が32.9%であった。平均勤務年数は約3年であった。スクールソーシャルワーカーの学校での問題に関する認識については「様々な理由から学校が介入することが難しい事例が増加している」という回答が多数から得られたことなどから地域によらず、複雑な事例、家庭と学校の関係修復を求められている一方、十分な活動を行うことを可能にする勤務体制が整備されているとは言えないことが明らかとなった。

## 2. 著者の発達障害に対するスクールソーシャルワーク実践

### 1) 著者の経験した事例

著者がスクールソーシャルワーカーとして従事したZ市教育委員会（小学校115校、中学校57校）におけるスクールソーシャルワーク活用事業は2008年に開始された。このうち、2008年6月～2012年3月までの4年間で著者が担当したケースはで実人数202人（初回のみ面談含む）、相談件数はのべ1125件に上った。2011年度の相談種別では、N=54人、発達障害が最も多く28%、不登校は15%に見られた。この数字は未診断群を加えるとさらに増加すると考えられた。

### 2) 学校と家庭の関係悪化が見られた事例の提示

ADHDと診断された事例PとQの2事例を提示し、その支援経過を記載した。これらの例では、児童生徒に対し小学校から中学校1年までほぼ一貫して、叱責と罰則の強化という形での学校の指導が続いていた。また、家庭の問題に対して学校側の理解が及ばず、本人の症状に対し保護者の態度を批判することで、保護者側の学校不信を強めるといった悪循環が見られていた。また、関係悪化の一因として学校側が保護者の意向を無視して、医療機関での診断を促し、診断後も医療と十分な連携を取った対応をして来なかったことに求められた。

### 3) よい経過を辿った支援例の提示

未診断の状態から医療機関を受診し診断後、学校、医療機関、保護者間において関係調整を行って、問題改善に至ったYの事例の小学校4年次から6

年次までの支援経過を提示した。依頼があった当初、Yは「勉強がわからない」「教室を抜け出して、友達とトイレに隠れている。先生に怒られても怖くない」「毎日、毎日絶対母親に怒られる」などと話していたが、支援の結果、問題行動は落ちつき、小学校卒業と同時に服薬も終了し、中学校に入り元気でバスケットボールに打ち込んでいる状態になっていた。支援の経過中に、用いられた支援技術のうち、有効と考えられたのは、(1)傾聴と非審判的姿勢、(2)ストレングス視点、(3)心理教育的面接、(4)連携と協働、(5)事例の的確な把握に基づく時宜を得た適切な支援であった。特に、(5)については、(1)受診のタイミングをはかること、(2)医療機関との連携、(3)学校への働きかけ、(4)家庭との連携、の4点におけるソーシャルワーカーの働きかけの成否が支援の経過に影響を与えたことが明らかとなった。

### 4) よい経過を辿った事例に共通する援助技術の抽出

前項の結果を受けて、広汎性発達障害と診断された事例T、アスペルガー障害と診断された事例S、ADHD（混合型）と診断された事例Rという3事例を取り上げ、前項で支援の経過に大きな影響を与えた4つのポイントについて、具体的な援助技術の抽出を試みた。その結果、共通して(1)医療機関を受診するタイミングは症状の悪化時とし、関係機関とケース会議などを行いながら、保護者に十分な説明を行うこと、(2)医療機関との連携については、スクールソーシャルワーカーが受診に同席をするなどして、家族と学校に、医療機関の治療方針を分かりやすく伝える調整役となること、(3)学校への働きかけについては、医療機関からの情報提供を元に「指導の際には短い単語で伝え、優先順位を決め、できたことを1つまずは褒める」などを教員に繰り返し伝えること、(4)家庭との連携については、複数の問題を抱えている家族の状況を理解し、丁寧に寄り添いながら、信頼関係を築くこと、が抽出された。

### 3. 発達障害が疑われる児童生徒に対する経験豊富なスクールソーシャルワーカーの関わりについての調査

以上の結果を踏まえて、2013年7月13日から11月5日までの期間に、経験豊富なスクールソーシャルワーカー9名(男女比は2:7で、年齢は30代3名、40代4名、50代2名、専門分野は社会福祉士6名、臨床心理士3名、スーパーバイザーを兼任2名、チーフスクールソーシャルワーカー兼任2名など)に対して、それぞれの援助方法を明らかにするために、①学校への働きかけ、②医療機関等との連携、③診断を必要とするタイミング、④家庭との連携、などの関心領域について尋ねる半構造化面接を実施し、テープ起こししたデータから、コードを軸にして検討する方法と事例を軸にして検討する方法の比較分析を行い、共通する概念カテゴリー(コード)から概念モデルを作成する方法で分析した。

その結果、学校と保護者の現状に関する語りから、<家庭に寄り添う姿勢の有無><決めつけた支援><保護者の望まない受診と診断><保護者と教師の仲介>の四つのカテゴリーと18のサブカテゴリーが生成された。ここから、具体的なエピソードとともに、学校において、教員が発達障害と決めつけて行う支援が、保護者との軋轢を生み、保護者の望まない受診を強く勧められたことなどによる不信感の高まりの中で、スクールソーシャルワーカーが依頼されることが少なくないという経験豊富なスクールソーシャルワーカーの現状認識が示された。さらに、こうした状況を踏まえたスクールソーシャルワーカーの支援として、<保護者に外部機関への受診を強要しない><環境を変えていくために家庭を支援する><診断後の学校と家庭の橋渡し役>の三つのカテゴリーと12のサブカテゴリーが抽出された。ここから、ソーシャルワーカーは、依頼を受けてから、外部機関への受診を強要せず、学校内でできることを模索し、特に児童生徒の「いいところ」を探す支援を心掛けていること、保護者への理解を示し、家庭を支援することを通じて関係を改善し、児童生徒の学校での行動を改善するように働きかけていること、医療機関を受診した場合には、積極的に医療機関

と学校との間で情報の橋渡しを行い、両者の課題改善に貢献するように努めていること、などがエピソードとともに明らかとなった。

### V. 考察

以上の結果を踏まえ、発達障害と診断された子どもや家族に関わる上で、スクールソーシャルワーカーに必要な技術として抽出された(1)傾聴と非審判的姿勢、(2)ストレングス視点、(3)心理教育的面接、(4)連携と協働、(5)事例の的確な把握に基づく時宜を得た適切な支援について、その具体的支援方法や意義などを中心に考察を行った。特に、(5)事例の的確な把握に基づく時宜を得た適切な支援については、経験豊富なスクールソーシャルワーカーの面接で得られたデータと突き合わせ、著者が経験した支援内容が共有されていることを確認した。その中でも、多くのスクールソーシャルワーカーが指摘した、児童生徒、保護者、教員全ての関係者との関わりの中で、マイナス面のみに着目するのではなく、プラス面にこそ着目して「いいところ探し」の視点を重視していくことの重要性が確認できた。また、医療機関との連携については、医療機関受診を強制せず、受診後は、保護者の了解を得つつ、主治医の治療方針を教員に伝え、学校での様子を主治医に伝えるという情報の共有を担うことがスクールソーシャルワーカーの大切な任務であり、学校における児童生徒の課題の解消に向けて非常に有効であることが確認された。

こうした考察を通じ、従来担任が学級単位で児童生徒を担当し、複数の要因が複雑に絡む学級課題の前に多大な負担を感じてきた状況に対し、スクールソーシャルワーカーが外部からの支援者として、これまでの教育指導では軽視されがちであったストレングス視点での支援方法を定着させることで、学校での課題発生の予防にも貢献できる可能性を示唆した。このようなスクールソーシャルワークの実践は、いまだ十分に共有されているとは言いがたい。そのため、今後、経験豊富なスクールソーシャルワーカーによるスーパーバイズの仕組みの整備や、ベストプラクティスを生み出すスクールソーシャルワークの援助方法をガイドライ

ンなどの形でまとめ、研修などを通じて関係者のスキルアップを図っていくことの重要性を指摘した。

## VI. 結論

本研究では、著者の実践も含め、現在日本でわれているスクールソーシャルワーク実践を概観し、仮説として立てた、学校の不適切な働きかけが、発達障害の症状を悪化させるきっかけとなることを認識し、本人の現状を把握した上で、当事者の肯定的な自己評価を引き出し、自信を回復するように支援していくことの有効性、発達障害が疑われる児童生徒の支援において、無理やりに受診を勧めるのではなく、必要に応じて受診させ、情報交換を密にしてそれぞれの立場で支援していくことの重要性について、実証することができた。

さらに、スクールソーシャルワークにおいて有効とされる援助技術を抽出することができた。

## VII. 今後の課題と展望

本研究の結論は、十分な事例によって検証されることが必要である。今後は、地域を拡大し、さまざまな対象事例に対する支援の経過の検討することを通じて、今回得られた結果の定着をはかっていく、より実証的研究を進めていきたい。本研究で取り上げた実践や理論は学校が抱える問題のほんの一部でしかない。さらに、支援される側の子どもや保護者の成長に応じた課題について、継続して調査を行うことで、生活の中で生じる問題への支援方法を探っていく必要がある。さらに、今後は、虐待等の家族が抱える複合的な課題に対して、教師だからこそできる教育的アプローチをより効果的に行うために、本論でも取り上げた「ペアレント・プログラム」の浸透を促し、内的な重層性を把握した上での支援（窪田、1981）のあり方を模索していきたい。

## [引用文献・参考文献]

- 新井英靖(2015). 特別支援教育とスクールソーシャルワーク. 日本学校ソーシャルワーク学会10周年記念誌. 27-30.
- 家近早苗 (2008). チームワークの経験が少ない学校の対応. 児童心理. 62-6. 163-168.
- 窪田暁子 (1981). 講座社会福祉4 社会福祉実践の基礎. 有斐閣.
- 田中康雄 (2012). 特別支援教育のいま—教育と医学の役割を考える. こころの科学. 163. 14-17.
- 特定非営利法人日本スクールソーシャルワーカー協会. 協会の定款に記載されている目的.  
<<http://sswaj.org/ssw>>2017年4月16日閲覧.
- 文部科学省 (2012). 「特別支援教育体制整備状況調査の概要」. <[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2012/05/18/1321185.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2012/05/18/1321185.pdf)> 2017年4月16日閲覧.